



明治大学における ユビキタス教育の取り組みと 著作権への対応について

2015年7月24日
明治大学 教育支援部
ユビキタス教育推進事務室
宮原 俊之



まとめ(著作権に関する要望)

- メディア授業についても、対面授業と同様な権利制限が必要だと考えます。
- 正規の授業ではなくとも、その内容が大学における教育事業の一環である場合は、対面授業と同様な権利制限が必要だと考えます。
- 大学の目的の一つとして、広く深く専門知識を教授することがあり、その実現のために、質の高い教材を確保し、多くの受講生に対しそれを教授することが効率的・実効的につながるため、著作権者の保護を図りつつ教材の共有を認めるべきと考えます。
- 上記のものに当てはまらない場合についても、非営利の教育活動の公益性に鑑みて、教育活動の目的達成のために必要な範囲で、著作権者の正当な利益の保護を図りつつ、第三者の著作物を広く無許諾で利用できることとする規定が必要だと考えます。
 - 「非営利の教育活動のために必要な限度であり、かつ●●などに照らして権利者の利益を不当に害さない場合は、無許諾で使用することができる。」といったような扱いはできないか。
- これらの他、新たに表現物を創り上げるという文化的側面が認められると同時に、著作物を利用される著作権者の利益(主として経済的利益)を害さない程度であれば、教育目的の場合に止まらず、自由な利用を認める方が文化の発展に資すると考えます。



明治大学の情報関係組織

■情報組織

□情報基盤本部

ネットワークの運用・管理、学内共通のネットワーク上のサービス(メール等)の提供を行う

□教育の情報化推進本部

情報メディア環境を活用し、教育活動、学習活動および大学生生活等への支援を推進する

■教育支援組織

□ユビキタスカレッジ運営委員会

新しい教育方法(e-Learning、Distance Education、Digital Contents など)の試行、導入、運用支援を行いながら、教育のユニバーサルアクセスの実現を目指す



Concept (2006年後半～)

- 新しい教育方法としてのeラーニングや遠隔教育を発展・定着させる
 - 世界に向けて明治大学の教育研究を発信していく
 - 教育のユニバーサルアクセスの実現を力強く推進する
 - eラーニングを活用した授業に対する学習支援体制づくりを起点として、体系的な教育支援体制の確立を目指す
 - 次世代の大学教育を支援する体制を確立していく
-
- 新しい教育方法の試行・導入・展開を推進する
 - 「必要な時に必要なことができる」ことを目指して！
 - 基本的に、絶対に断らない
 - 新しい情報技術を随時チェックしながら、本学にとって重要な教育ツール(ICTの活用)になり得そうなものについては、積極的に試行し、効果が上がりそうなものについては教員や学生に活用してもらう
 - 国内外を問わず、様々なところへの積極的に足を運ぶ



ICTを活用する必要性

- 高等教育機関においてICTが活用されていないという噂
 - 目的が明確でない

教育にICTを活用する



ICTの活用によって教育活動に変化をもたらす

- レクチャー型授業からの転換
 - 学習者中心の授業設計へ
 - 主体的学び (Active Learning, Flipped Classroom)
 - 「行うこと」自体が目的になる危険性・・・
 - 昔から続く誤解
 - e-Learning
 - 教育の効率化と教育の質の向上の関係



ユビキタス教育推進体制

■ ユビキタスカレッジ運営委員会

- 学長直轄
- 委員は、総合政策担当副学長、教務部長、教育の情報化推進本部長、情報基盤本部長、学長室専門員、リバティアカデミー運営委員など10名以内の教員により構成

■ ユビキタス教育推進事務室

- 教育支援部配下
- 専任職員：6名(管理職：事務長1名含む)
- 嘱託職員：1名(庶務補助)
- 派遣職員：2名(技術系全般補助1名、**著作権処理1名(※)**)

※：一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)

本学には、研究・知財戦略機構があり、事業内容に「知的財産の創出、取得、管理及び活用」が含まれているものの、研究メインであり特許への対応が主となり、著作権処理などへの対応は行っていない。



やってきたこと、やっていくこと

■ 世界に開かれた世界に発信する大学を目指して

- iTunes U **日本初!** **公開!**
- 撮影・コンテンツ制作サービス
- New Education Laboratoryの開設
- 遠隔教育
- スタジオの整備
- iTunes U 以外の動画配信 (ライブ配信を含む) **公開!**
- 国際連携におけるユビキタス教育の活用
 - かな学習eラーニング **公開!**
 - 留学希望者向けWebテスト

■ 新しい教育方法の定着を目指して

- メディア授業
- eラーニングを活用した 大学入門講座
- 新キャンパスの開設時の支援
- 学内外への広報活動 **公開!**

■ さらに一歩進んで

- 教育のユニバーサル化の推進
 - iMeiji **日本初!** **公開!**
 - モバイル端末への対応
- オープンエデュケーション **公開!**
- eプレゼン・コンテスト **日本初!** **公開!**
- 国際ワークショップ **公開!**
 - eプレゼン・コンテストからの新しい国際交流の仕組み

i) メディア授業の展開



ICTを活用した授業支援システム

■ LMS(Learning Management System)

▶ e-meiji システム

メディア授業

科目情報

- 科目名 : 【1411秋学期】図書館情報技術論
- 担当講師1 : 高原 俊之
- 受講期間 : 秋学期
- 評価基準1 : 評価基準を閲覧する
- サポート : サポートスタッフを見る

質問BOX

未読の質問はありません。 [新規に質問する more...](#)

メッセージ

教材

- 第14回ワークシート
- 第13回ワークシート
- 第12回ワークシート
- 第11回ワークシート
- 第11回補助資料
- 第11回補助資料 (OpenOffice...)
- 第10回ワークシート
- 第9回ワークシート

ディスカッション

- 第14回課題: ディスカッション (必須課題)

Copyright (c) 2015

■ 学習支援ポータルシステム

▶ Oh-o!Meiji システム

レポート

レポートタイトル	提出期間・期限	提出
第10回応用演習	2015/07/08~2015/07/15	提出されたレポートを見る
第10回演習	2015/07/08~2015/07/15	提出されたレポートを見る
第8回応用演習	2015/06/24~2015/07/01	提出されたレポートを見る
第8回演習3	2015/06/24~2015/07/01	提出されたレポートを見る
第8回演習2	2015/06/24~2015/07/01	提出されたレポートを見る
第8回演習1	2015/06/17~2015/06/24	提出されたレポートを見る
第8回チェックテスト(1)	2015/06/17~2015/06/17	提出されたレポートを見る

授業内容・資料

第14回授業資料

資料タイトル	コメント	更新日
第14回授業資料.pdf(586.6KB)		2015/07/21

第13回授業資料

資料タイトル	コメント	更新日
第13回授業資料.pdf(1.6MB)		2015/07/21

第12回授業資料

資料タイトル	コメント	更新日
第12回授業資料.pdf(749KB)		2015/07/21

第10回授業資料

資料タイトル	コメント	更新日
演習課題解答.pdf(295.3KB)		2015/07/21
第10回授業資料.pdf(785.8KB)		2015/07/21

第10回授業・演習資料

第10回の授業と演習で使う資料です。

資料タイトル

コメント

更新日

メディア授業(eラーニングを活用した正規科目)2つの柱

■ インストラクショナルデザインに基づく授業設計

□ 継続性を考えて、一歩ずつ

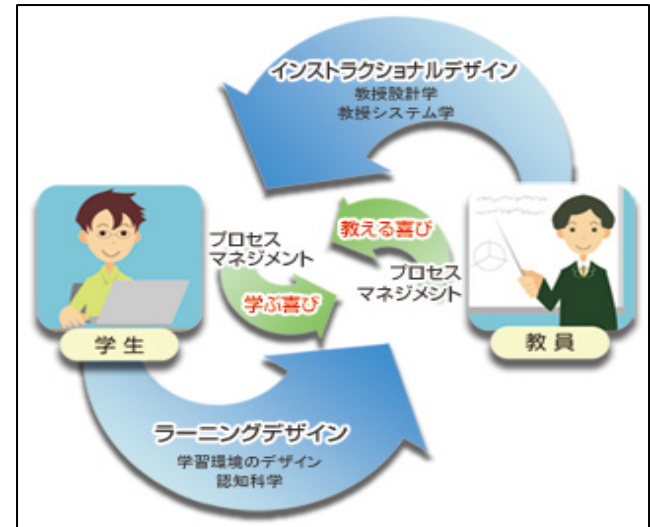
■ 授業内容の点検

- 入口・出口・授業評価の明確化
- 期末の振り返り

■ インタラクティブ性の確保

■ 組織的な支援体制

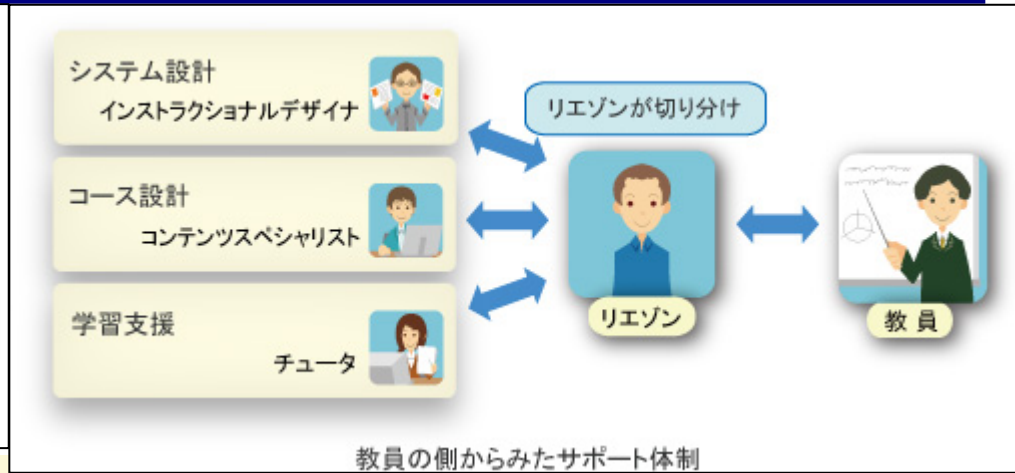
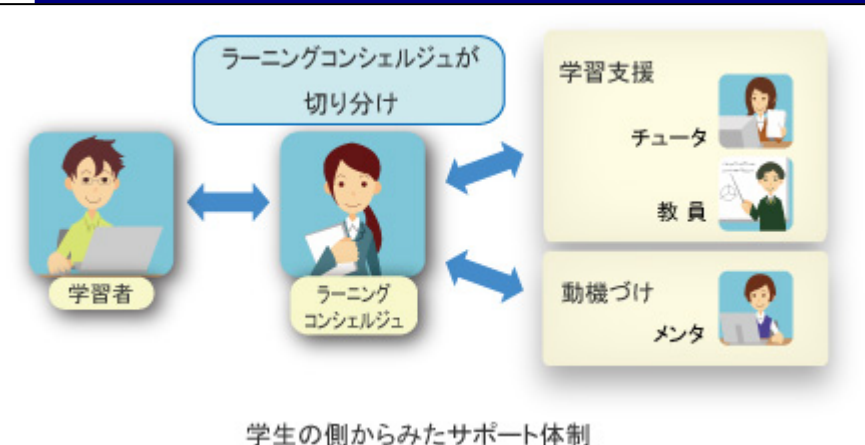
- 専門家チームによる支援体制の実現
- 学生・教員に対するワンストップサービスの実現
- この支援体制が機能することが、メディア授業のマネジメントになる
- 期末の振り返り時間の確保(半年に1度、すべての関係者を集めてオールスタッフミーティングを実施)



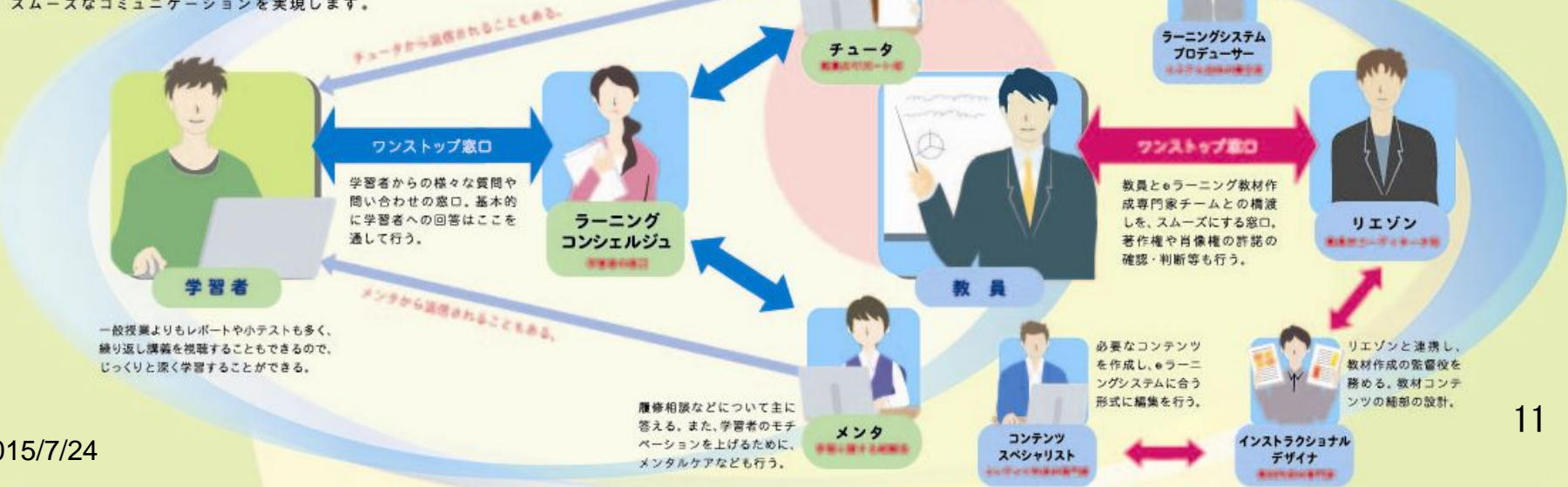
eラーニングを活用した**新しい教育方法の確立**



メディア授業 学習支援体制



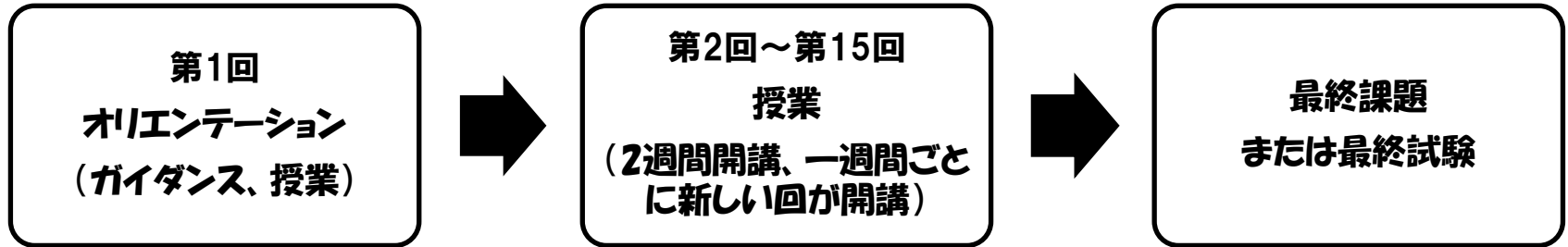
明治大学のeラーニングをサポートする専門家チームには、学習者にとっての窓口となる「ラーニングコンシェルジュ」、教員の指導を全面的にサポートするスペシャリストたちがいます。それぞれにワンストップのサービスを提供することで、スムーズなコミュニケーションを実現します。



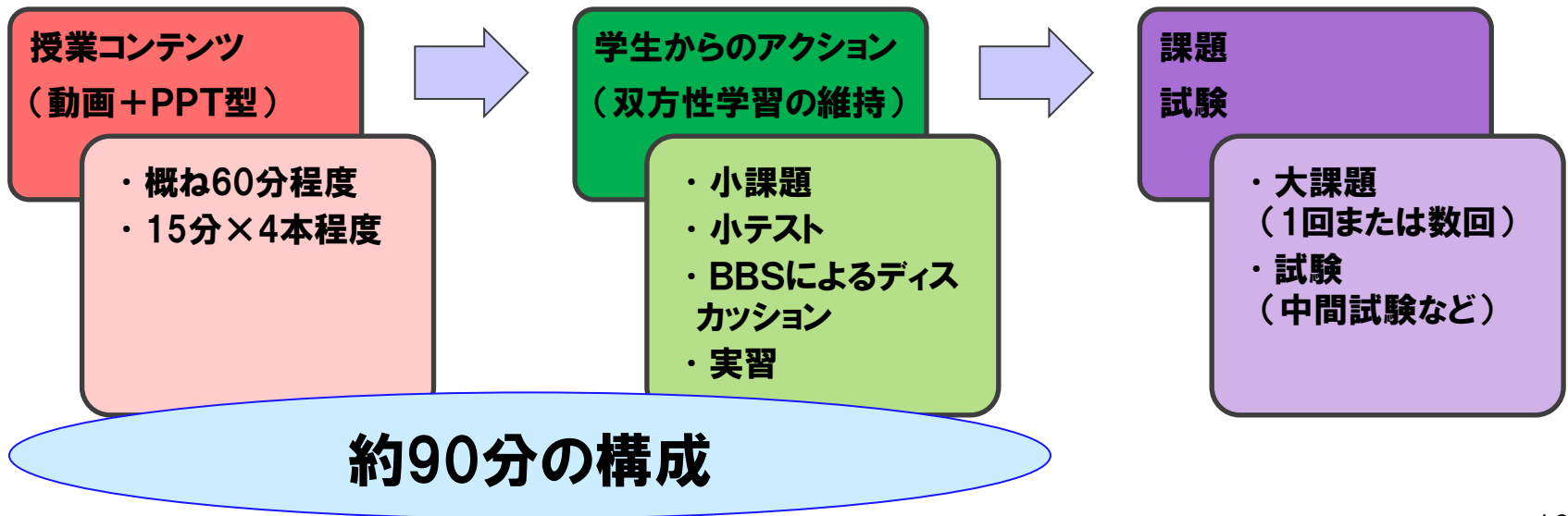


メディア授業の授業構成(例:学部向け正規授業基本構成)

半期の授業構成



1回の授業構成





メディア授業のサンプル

3. CiNii Articles (4)

アクセス
国立情報学研究所の
サイトから「CiNii」にアクセス

検索
著者名の検索フィールドに
「折口信夫」と入力
出版年を「1945年～」と指定
「CiNiiに本文あり」を選択

明治大学 三浦太郎

情報サービス演習1

明治大学 メディア授業

企業と雇員の関係

企業は以前、破壊する側だったと思いますが
今は協力する側になっているのですか？

明治大学 メディア授業

図書館情報技術論

図書館システムの構成

■ 図書館システムの「三種の神器」

- ICタグ
- 自動貸出機
- 自動書庫

明治大学中央図書館

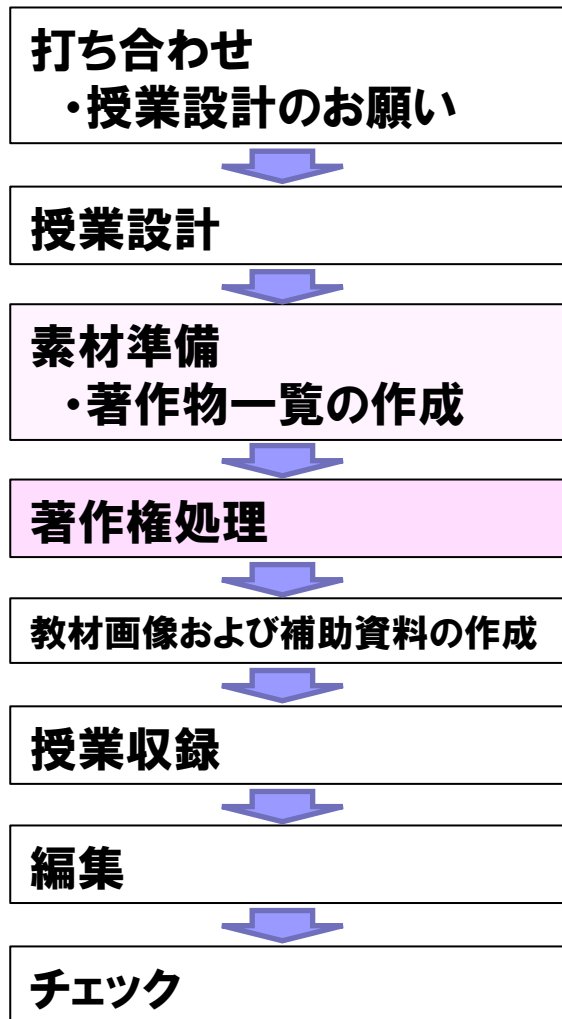
明治大学中央図書館

図書館情報技術論 © Toshiyuki Miyahara

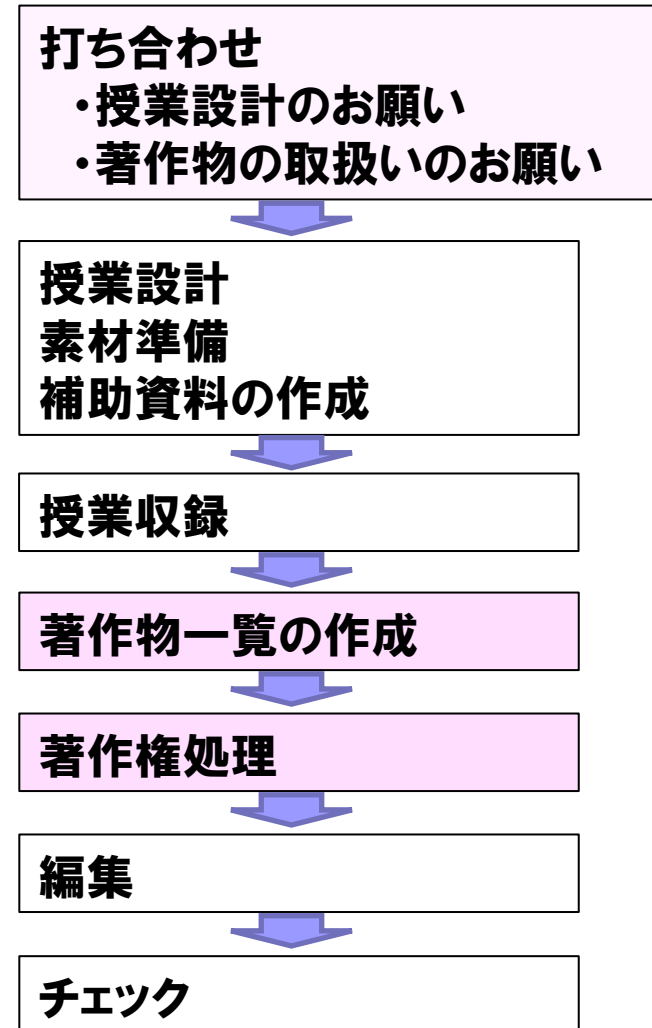


メディア授業のコンテンツ制作基本フロー

■ 当初計画していたフロー



■ 実際のフロー





メディア授業のコンテンツ制作基本フロー

■ 「実際のフロー」になった理由

- 対面授業をベースにメディア授業用に教材の見直しを行うケースが多く、メディア授業にした場合に、どこまでがOKかを担当教員が判断することが難しいため
- 準備段階で担当教員に使用している著作物をすべてあげてもらうことは、相当な負荷になってしまうため
- 素材の準備が収録直前までかかることが多いためスタッフが事前にチェックできないため
- 対面授業で評価が高かった授業を収録し、メディア授業に編集するケースも出てきたため



メディア授業の実績

- 2007年度後期より開始
- 2014年度は、学部生対象19科目(資格課程科目17科目、経営学部2科目)、社会人対象16科目を実施
- 2013年度以降、受講生が急激に増加
 - 2012年度1300名程度→2013年度1700名程度
 - 2014年度は、2200名程度となった
- **単位取得率・成績ともに、対面授業履修者と同等の水準を維持しており、学習支援体制は確立されつつある**
- **対面授業よりも学習時間が延びたという学生が多い**
 - **一部学生からのマイナス評価に・・・**
- **eラーニングの教材開発が対面授業の教材の見直しにつながり始めている**

メディア授業における著作権処理の課題

- 文部科学省は、メディア授業の教育効果について以下のとおり告示しており、各大学は、そのために様々な取り組みを行っている。そして、それを条件に、対面授業と変わらない単位として認めている。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する**面接授業に相当する教育効果を有する**と認めたものであること。(平成十三年文部科学省告示第五十一号)

- しかしながら、著作権の取扱いは異なっている。そのため、同じ質と単位でありながら、メディア授業においては、著作権の処理に対する稼働がかかり、必要なものが必要なタイミングで使用できない危険性が付きまとう。
- なお、処理を業者に依頼することはできるが、費用が別途かかり、継続の観点から非常に厳しい。



【参考】ICTを活用した授業支援

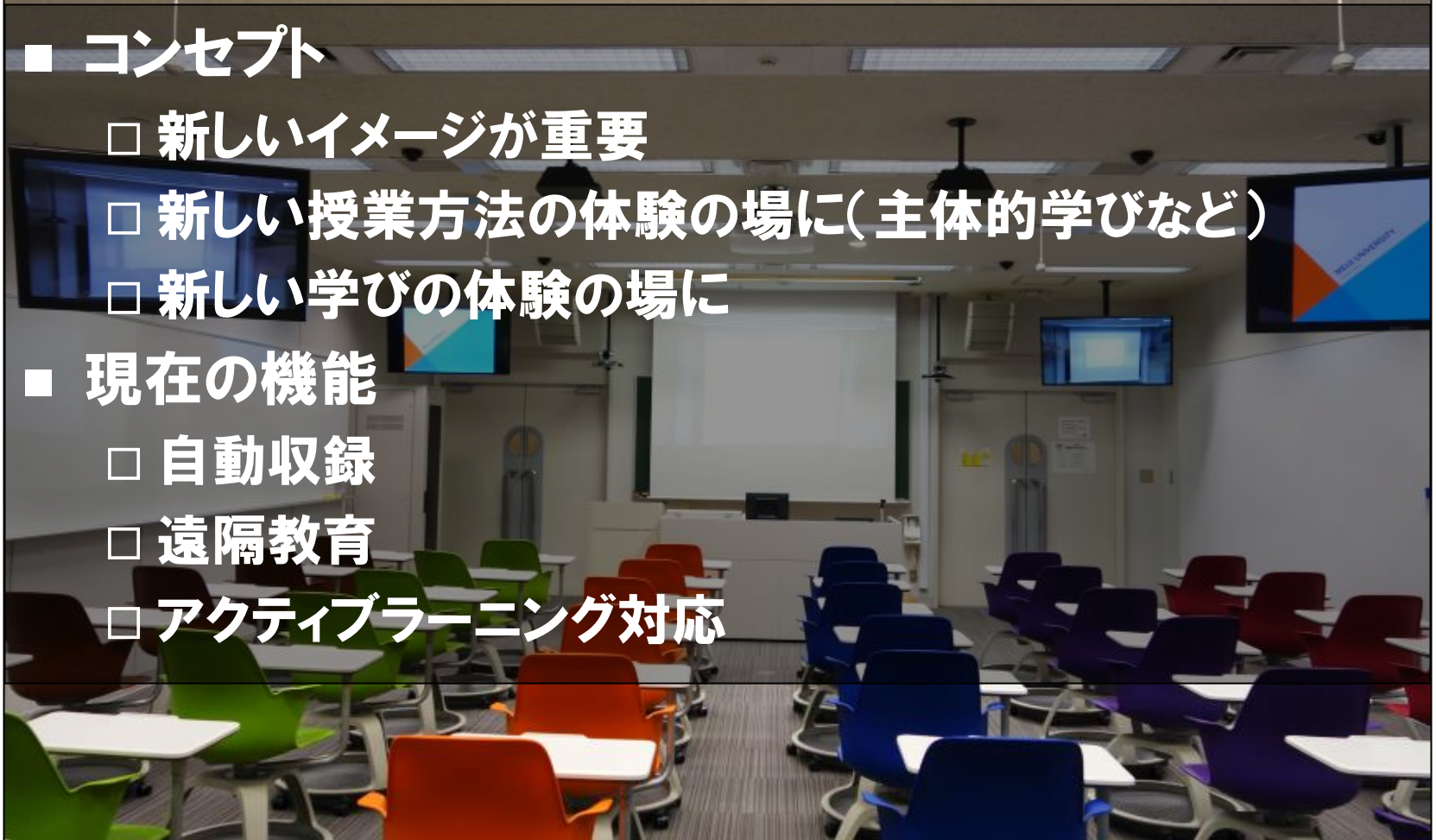
■ New Education Laboratory

■ コンセプト

- 新しいイメージが重要
- 新しい授業方法の体験の場に(主体的学びなど)
- 新しい学びの体験の場に

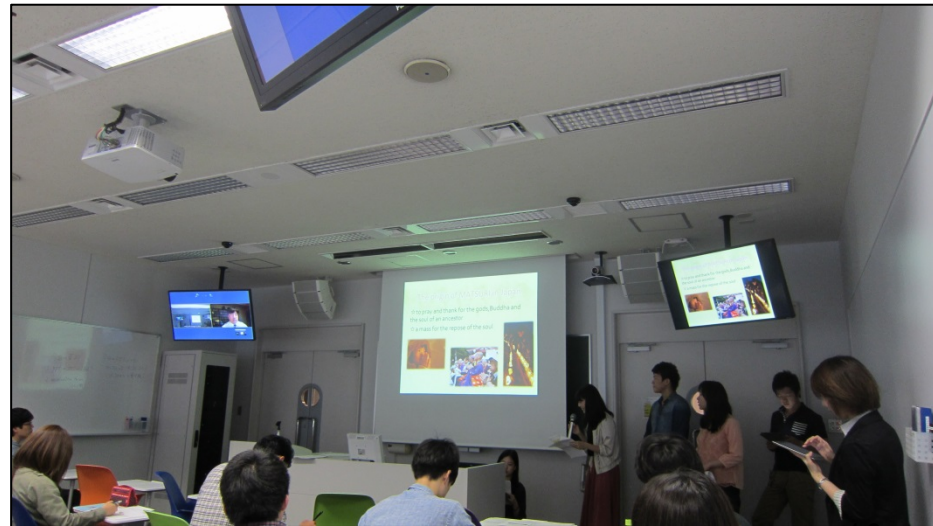
■ 現在の機能

- 自動収録
- 遠隔教育
- アクティブラーニング対応





New Education Laboratory





【参考】遠隔教育

- テレビ会議システムやWeb会議システム、自動収録システムを活用した授業やシンポジウム、ミーティングなどを支援している
- 年々、学内外と行う遠隔授業は、増加している
- 今後一層増えることが予想されており、機器的な面とサポート体制について見直しを行っている

<2012年度に多地点接続サーバを導入>

広がる可能性：同時4拠点⇒同時20拠点 (HD接続の場合)



テレビ会議システム(ポータブル版)



Web会議システム





スタジオの整備

- 駿河台キャンパスにスタジオを整備
 - 2011年9月に開設
 - クロマキー撮影に対応
 - 講義収録、音声収録個別ブース
 - 学生の利用も可能
 - インターネット定時放送の検討
 - 2015年度より学外への貸し出しを開始





対面授業における著作権の課題

- 学習支援ポータルシステムにおいては、レポートの提出などに加えて、授業資料の配付などを行うことができるが、対面授業で使用する(した)教材を著作権の観点からアップすることができないケースが多々ある。
 - 教材へのアクセスを履修者に限定したり、複製を禁止し印刷を不可として教材をPDF化することも可能ではあるが・・・。
- 高等教育機関は予習が重要であり、そのことを考えると教育活動においてはマイナス面が大きい。
- 履修者が少ない授業については、「特定少数」のため送信が認められる可能性があるが、同じ正規授業で対応が分かれることになる。
- 「引用」で対応できるケースも多くある可能性は高いが、本学の場合13000コマあり、すべての教材をチェックするのは不可能である。ただし、以前メディア教育開発センターと教育著作権セミナーを開催した経験もあり、当事務室で、相談があれば応じている。
- eラーニングコンテンツを制作する対面授業では、その成果物の取扱いが難しい。

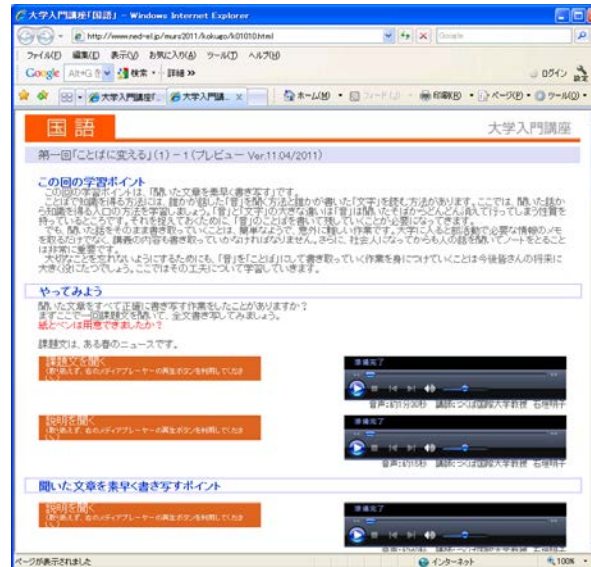
ii) 授業以外の教育活動





eラーニングを活用した大学入門講座

- 2011年度よりスポーツ特別入試による入学予定者を対象に、NHK高校講座を素材とした大学入門講座(英語、国語)を実施
- 毎年、8学部230程度が受講対象
- 「底上げ、大学で勉強するんだという動機づけ、eラーニングという学習方法への慣れなど」が狙い
- 現在は、原則としてサポートなしで実施しているが、受講を終えた学生の満足度、理解度の伸びは非常に高かった



NHK高校講座を使用するにあたり、制作会社をとおして毎年NHKへ著作権料を支払っている

eプレゼン・コンテスト事業

- 2011年度より、学生主導型コンテンツ制作の足掛かりとなるeプレゼン・コンテストを開催しており、2015年度も第5回および第6回大会を実施中
- インターネットによるプレゼンテーションコンテストを行うことによって、学生の「実社会に必要な力」を向上させることを目的に設定
 - コミュニケーション力の向上、プレゼンテーション力の向上、デザイン力の向上、チームワーク構築能力の向上など
- 学部を問わず、全学生が参加できるためのコンテンツ制作ツールを準備

eプレゼン・コンテスト公式ホームページ

<http://meijicommons.muc.meiji.jp/contest/epresen>





eプレゼン・コンテストやワークショップの目的

- 教員への刺激
- 明治大学におけるユビキタス教育の推進に係る学生サポータの育成
 - コスト問題、内部へのノウハウ蓄積、学生主導型コンテンツ制作の展開・定着
- 学生が制作したコンテンツの大学および教育現場での活用
 - 教養科目の補助として ←コンテストのテーマ設定とのリンク
 - 学生の能力向上
- 新しい国際交流の仕組み
- コンテストは、学生主導型コンテンツ制作の方法の一つ





国際ワークショップの開催

- 国内の他大学や海外の大学との交流を行うことによって、グローバルな社会において、価値観や文化の異なる人とのコミュニケーションの取り方を学ぶ契機とする
- 毎年、日本と韓国で1回ずつ開催
- 韓国で実施するワークショップには、eプレゼン・コンテスト上位の学生を派遣している、現地にて協働でコンテンツ制作などのワークショップを実施
- プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上に加えて、ユビキタス教育と国際交流との融合を実現している

2015年度 年間を通じた eプレゼン・コンテスト事業

4月～7月	eプレゼン・コンテスト春大会(第5回大会)
10月(予定)	e-Presentation Contest with Friendship in KOREA
9月～12月	eプレゼン・コンテスト秋大会(第6回大会)
1月(予定)	e-Presentation Contest with Friendship in JAPAN



国際ワークショップの開催

2011年度 韓国開催

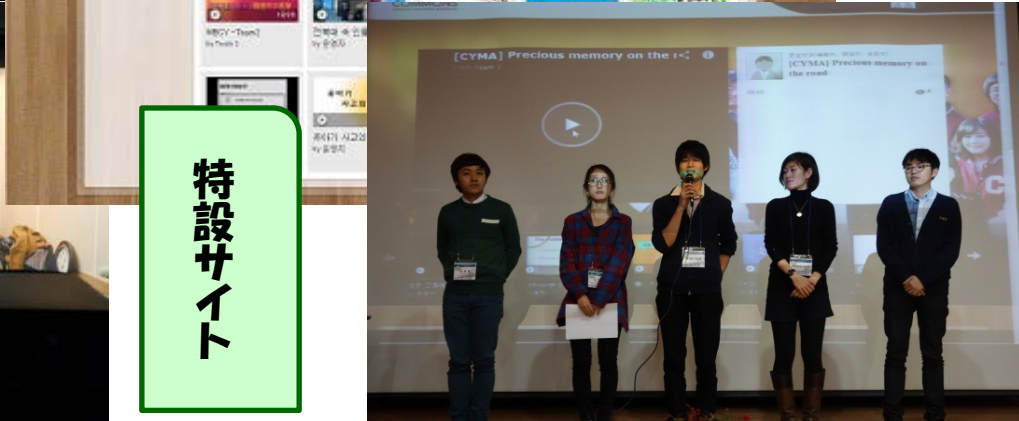


2013年度 日本開催





2012 e-Presentation Contest with Friendship



特設サイト





eプレゼン・コンテストからの新しい国際交流の仕組み

- eプレゼン・コンテストの仕組みは、ワークショップは、以下のプログラムにおいても活用され始めている
 - 日本語短期研修プログラム(海外の学生向け、年2回実施)
 - 正規授業授業



2015/7/24



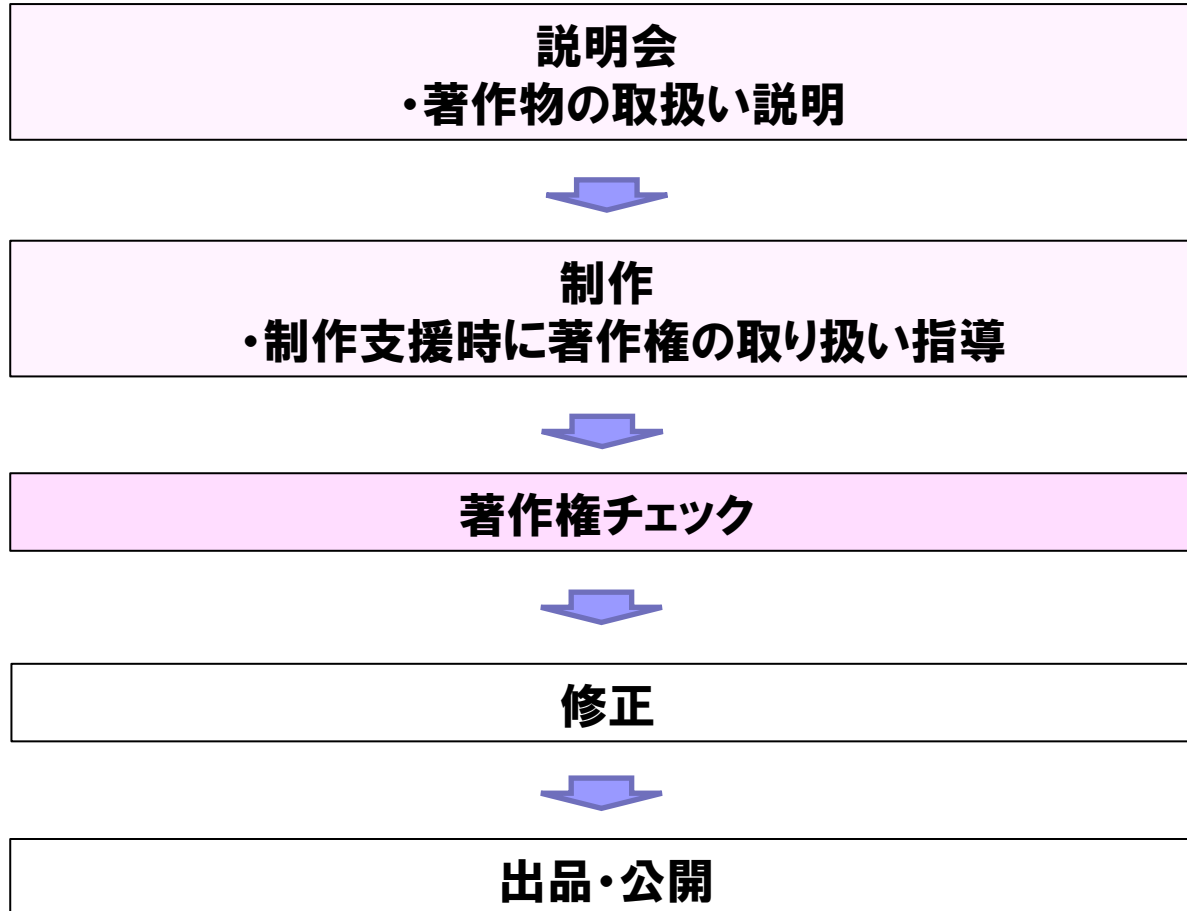
Meiji Univ. © 2015 Toshiyuki Miyahara





eプレゼン・コンテスト著作権関係フロー

■ 基本フロー





授業以外の教育活動(eプレゼン・コンテスト)における著作権の課題

- 本事業そのものに加えて、学生が制作したコンテンツの質そのものについても学内外から高い評価を得ている。
 - eプレゼン・コンテストは、正規の授業ではないが、大学における教育事業の一環として行われている。
-
- コンテストエントリーから出品までの期間は長くないため、およそ許諾手続きをとっている時間的余裕はなく、結局著作権者により当初から自由利用が許されている、いわゆる「著作権フリー素材」を多用しているのが実状である。ただし、望んで「著作権フリー素材」を利用しているのではなく、不本意ながら利用しているケースもある。特にコンテンツ内のBGM・ジングルとして音楽を利用する際にこのような状況に至ることが多い。
 - このことは、結果として本来の目的以外の部分への負担を強いることとなり、教育が阻害される可能性がある。
 - 今後、各コンテンツを単に視聴する対象とするのではなく、教材として共有し、再利用することが、幅広く深い教養を培い、社会発展に寄与する大学の役割として考えるが、現状では教材として共有し、学内外で活用することは難しい。




学生に対する著作権の理解向上のための取組み

- 学生がコンテンツを制作するにあたっては著作権者の許可を得て著作物を利用する旨、指導を行っている

eプレゼン・コンテストに
参加するみなさんへ

著作権についてのご注意



eプレゼン・コンテスト事務局

著作権を知ろう！

👉ルールを守った
コンテンツ作りを！



著作権が法律で守られるわけ

著作物の無断利用を防止して、創作者の経済的利益（収入）を確保することが、創作者の創作活動の意欲を維持させることになります。

↓

文化の発展につながります。

→ 原則として、著作権者の許可を得ずに著作物を利用することはできません！！**【超重要】**

これを守らないのは著作権侵害として違法です！

Q: 他人のホームページに掲載されている写真やイラストは、世界中で見られるのだから、無断でコンテンツに使っても著作権を侵害しない？

✗

A: 著作権侵害です。インターネットで世界中から見られるとしても写真やイラストの著作権がなくなるわけではありません。


【対策】

「著作権フリー」とされている写真やイラストを使うのがいいでしょう。ただし、利用規約は必ず読みましょう。また、AFPワールドアカデミックアーカイブの写真も使用可能です。（AFPワールドアカデミックアーカイブについては別に小冊子があります。）

著作権を侵害してしまったら・・・

- 👤 コンテンツの発表を差し止める請求をされることがあります。
- 👤 損害賠償の請求をされることがあります。
- 👤 刑事罰を科されることもあります。

みなさん、気を付けましょう！



iii) その他(一般向け教育など)





オープンエデュケーションへの流れ

■ オープンエデュケーションとは

- 高等教育機関が教育を「オープン」にし、広く学習機会を提供する教育活動
- インターネットをなどを通じて広く配信する
 - 様々な垣根がなくなり教育の高度化へ
- 情報公開、社会貢献の一環
 - 新しい高等教育機関のスタイルに？

■ 展開

- eラーニングの普及(1990年後半)
- オープンコースウェア(2001年)
 - OCW、JOCW、iTunes U、Khan Academy
- MOOC(2012年)



明治大学におけるオープン化

- 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2005年)ーユニバーサルアクセスの実現、社会貢献
- 当時の学長が、これからの明治大学の方針として、まず「世界に開かれた大学を目指す」ことを表明
- 授業の映像のみならず、動画はほとんど存在しない状態。ホームページは、写真と文章のみ
- 偶然にも、iTunes Uの話を目にして…。
 - その当時、欧米中心に、約700大学が参加
 - 日本(アジア)でもいよいよサービス開始予定、Appleの「社会貢献」
 - 2010年8月に日本で初めてサービスを開始
 - 閉ざされた大学から一気に開かれた大学へ、そして発信する大学へ

2009年のお話



- 英語での検索にヒットするよう、英語のキーワードを登録
 - iTunes U をとおして世界とつながるきっかけづくり
- 2012年10月公開コンテンツの数が1000に到達
 - 日本では、東京大学、京都大学について3番目の規模
 - 2015年6月末には、1700を超えている
- ダウンロード件数は、平均で 2000 / Week
 - 多いときは、7000 / Week
- 主なコンテンツの種類
 - 通常の明治大学における授業
 - 英語コンテンツ
 - オタク文化コンテンツ
 - 名物講義や特徴のある講義
 - 学生が制作したコンテンツ





授業撮影・コンテンツ制作の取り組み

■ 方針

- **大学の授業、シンポジウム、講演などは大切な教材**
- **意味のないコンテンツにならないように常に留意**
- **原則として公開が前提**
 - ・ 予算を有効に利用する観点から、制作したものを活用する予定がない場合は受けない
- **上記以外は、基本的に依頼は断らない**

■ 実績(2010年度から開始)

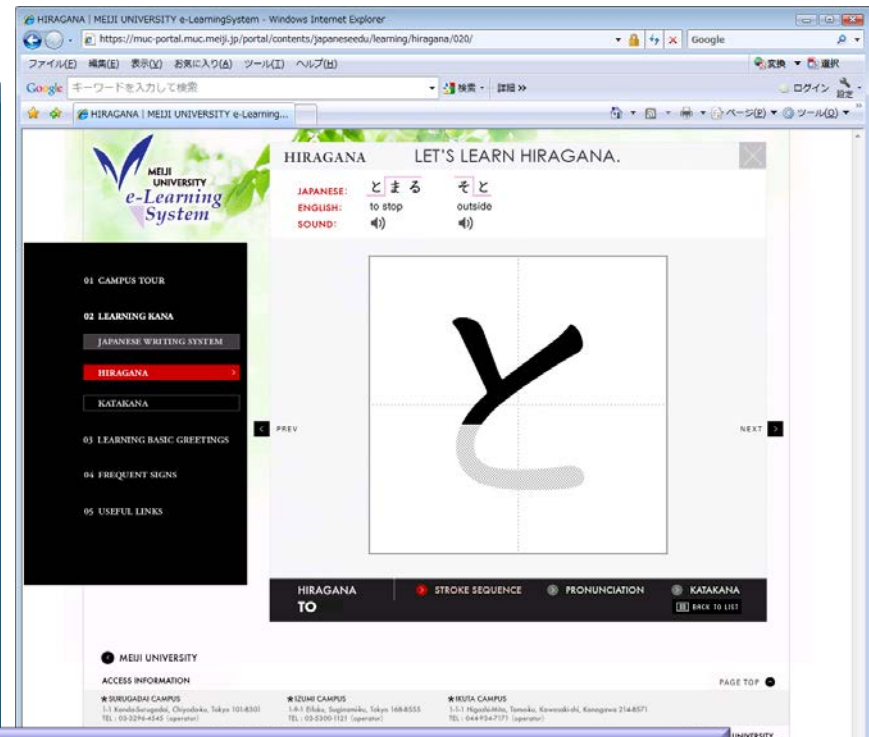
- **授業や特別講義、シンポジウムや式典などのイベント**
 - ・ 約150本／Year(授業やイベント単位でカウント)を超えるコンテンツ数に達している
- **「明治大学」として一体になれるような企画型のコンテンツ制作にも取り組んでいる**



オープンにしていく環境作り

■ かな学習eラーニング(2011年6月に公開)

- 日本語が得意でないが日本に留学したい学生向けの教材
- かな学習(書き順や発音)や挨拶、日本特有のサインなど
- 様々なデバイスで使用可能



<https://muc-portal.muc.meiji.jp/portal/contents/japaneseedu/>



オープンにしていく環境作り

- かな学習eラーニング2(2014年4月に公開)
 - 日本語で話そう
 - 様々なデバイスで使用可能

日本語で話そう!
中級日本語口頭表現教材
This is Japanese! [Intermediate]
From Self-Introduction to Debating Current Affairs

VIDEO
AUDIO

MEIJI UNIVERSITY

VIDEO 中級 [Intermediate] 日本語字幕 (Japanese Subtitles)
UNIT2 日本人の学生にインタビュー

1,500円くらいかな。だいたい。
1,500円ですか。

日本語字幕 (Japanese Subtitles)
UNIT 2
日本人の学生にインタビュー

STAFF / CAST

VIDEO 中級 Intermediate
AUDIO 中級 Intermediate
AUDIO 中上級 Pre-Advanced

UNIT 1 会話をたのしみながら自己紹介 (じこしょうかい)

UNIT 2 日本人の学生にインタビュー

UNIT 3 意見 (いけん) をのべるスピーチ ~割り勘 (わりかん) ~

UNIT 4

<https://e-edu.muc.meiji.jp/contents/jpdiscuss/>



授業撮影・コンテンツ制作の取り組みに係る著作権関係フロー





対応サンプル

■ 引用で対応

知財高判平成23年5月10日平成23年(ネ)10010号「廃墟写真」



左・原告(丸田祥三氏)1987年撮影。1993年「棄景」(宝島社刊)に収録。<1994年日本写真協会新人賞受賞作品>
右・被告(小林伸一郎氏)1995年撮影。1998年「廃墟遊戯」(メディアファクトリー刊)に収録。
(説明文も含め「小林伸一郎氏盗作・盗用検証サイト」
<http://haikyo.kesagiri.net/>よりの孫引き)

授業撮影 授業名「著作権侵害と類似性」

引用部分



足利赤十字病院
<http://www.aichikaga.jcc.or.jp/>

新築 概算115,000

足利赤十字病院

授業撮影 授業名「建築計画特論」

高等教育のオープン化における著作権の課題

- 必要なタイミングで必要なコンテンツを提供できない場合がある(または、公開自体ができない場合もある)。
 - 予習復習への影響など
- 必要なタイミングで提供できないだけでなく、著作物の差し替えや利用断念により、授業の内容そのものの質が変わってしまう危険性が高まる。
 - オープンエデュケーションの目的から離れる
 - 高等教育機関の役割でもある知の共有化も難しくなる



iv) その他





処理が大変だった事例

■ 著作者不明

□ 授業撮影・学生発表

学生が作成したものでは画像において多数あったが、当の学生の了解を得て自由利用可能な類似の画像と差し替えた。

■ 著作者死去

□ メディア授業

メディア授業「生涯学習概論」の資料として、『森隆夫、波多野完治共訳、ポール・ラングラン著「生涯教育について」』の一部を利用しようとしたところ、出版社からの許諾は得られたが、著者にも連絡を取ってほしい旨を告げられ、連絡を取ろうとするも3人とも死去していたうえに、相続人の連絡先が一切分からないという事態に陥った。





処理が大変だった事例

■ 著作権者との再三のやり取り

□ 授業撮影・学生発表

- 学生が成果発表会において使用していた資料の中で東京スカイツリー(当時開業前)のCGを利用していたために、外部配信の準備をすべく著作権者代理人に許諾申請をした。当初は外部配信の配信方法・公開範囲の確認を求めてきただけであったので、その方法・範囲を説明したところで、連絡がしばらく途絶え、こちらより進捗を尋ねる連絡を入れると、今度は画像は一切使えないので代替案を示してほしい旨を告げられ、許諾は拒絶された。画像の削除・差替えにより作成した代替案を示し、権利者代理人がそれを確認することで同人とのやり取りは終了した。



v) まとめ





効果 ~ICT活用によって~

教育内容の改善(見直し)

教育内容の透明化(見える化)

授業内容の充実

継続性が重要
背伸びしすぎず、身の丈にあった
体制、コストで進める





まとめ(著作権に関する要望)

- メディア授業についても、対面授業と同様な権利制限が必要だと考えます。
- 正規の授業ではなくとも、その内容が大学における教育事業の一環である場合は、対面授業と同様な権利制限が必要だと考えます。
- 大学の目的の一つとして、広く深く専門知識を教授することがあり、その実現のために、質の高い教材を確保し、多くの受講生に対しそれを教授することが効率的・実効的につながるため、著作権者の保護を図りつつ教材の共有を認めるべきと考えます。
- 上記のものに当てはまらない場合についても、非営利の教育活動の公益性に鑑みて、教育活動の目的達成のために必要な範囲で、著作権者の正当な利益の保護を図りつつ、第三者の著作物を広く無許諾で利用できることとする規定が必要だと考えます。
 - 「非営利の教育活動のために必要な限度であり、かつ●●などに照らして権利者の利益を不当に害さない場合は、無許諾で使用することができる。」といったような扱いはできないか。
- これらの他、新たに表現物を創り上げるという文化的側面が認められると同時に、著作物を利用される著作権者の利益(主として経済的利益)を害さない程度であれば、教育目的の場合に止まらず、自由な利用を認める方が文化の発展に資すると考えます。



**MEIJI
UNIVERSITY**

お わ り

